

議案第 7 号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例（昭和42年加西市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）が令和３年２月３日に公布され、同年２月１３日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が変更されたため、所要の改正を行うもの。